

**日本中毒学会
海外発表奨励金制度**

2006年7月6日施行
2018年1月30日改訂

1. 目的

本制度は、海外の中毒関連学会における日本中毒学会会員の学術発表を奨励することにより、海外の研究者との交流を深め、国際的な視野を広げ、会員の研究レベルを向上させることを目的とする。その結果として、日本中毒学会全体の学術発表においても質の向上がもたらされ、学会がいっそう活性化することを期待する。

2. 申請者の資格要件

次の条件をすべて満たす者を対象とする。

- 1) 申請年度末までに継続して5年以上にわたり日本中毒学会の会員である者、もしくは、同じく継続して3年以上会員であり、かつ評議員の推薦をうけた者。
- 2) 当該年度に日本中毒学会総会において優れた内容の学術発表を行った筆頭発表者であること。ただし、教育講演、特別講演などの招待による講演者をのぞく。
- 3) 当該年度を含め過去3年以内に機関誌「中毒研究」において総説、特集、原著あるいは症例報告等を執筆した著者（共著者を含む）であること。論文の内容については、前項の学術発表との関連の有無を問わない。

3. 奨励の対象となる発表

奨励金を申請できる海外発表は、中毒に関する内容であり、国内外の学術集会や学術誌に未発表のものに限る。

4. 申請の方法

申請者は以下の4点（各1部）を代表理事宛（〒164-0001 東京都中野区中野2-2-3（株）ヘルス出版事業部内 日本中毒学会事務所）に送付する。提出締め切りは毎年5月末日（必着）とする。

- 1) 日本中毒学会所定の応募申請書
- 2) 海外発表を予定している抄録
- 3) 日本中毒学会総会・学術集会での発表実績を証明するプログラム抄録の該当ページの写し
- 4) 「中毒研究」に掲載された論文等のファーストページの写し

5. 選考の方法

- 1) 選考は総務委員会で行う。
- 2) 総務委員会は選考結果を代表理事に報告する。
- 3) 代表理事は理事会、評議員会、および総会において選考結果を報告する。
- 4) 本学会は選出者に対し、選出されたことを示す証書を発行する。

6. 付帯条件

- 1) 選考された者は、選考後 2 年以内に指定された海外の中毒関連学術集会^{注)} の 1 つに発表する。
- 2) 発表後、参加した学術集会の参加記を「中毒研究」に速やかに投稿する。

7. 奨励金の交付

- 1) 選出された者は、奨励金の対象となった海外の学術集会における発表が終了した後に、(1) 学会が交付した証書（選出されたことを示す証書）のコピー、および (2) 指定された海外の中毒関連学術集会で自分が発表したことを証明する書類の一式（プログラム、抄録集、参加証、パスポート渡航記録、飛行機の半券、などの写し）を、学会事務所宛に送付する。
- 2) 学会はこれらを確認した後、申請者が指定した口座に奨励金100,000円（定額）を振り込む。

注) 指定された海外の中毒関連学術集会とは、以下の学術集会、あるいは学術団体が主催する学術集会をさす。

*ACEP(American College of Emergency Physicians),
*APAMT (Asia Pacific Association of Medical Toxicology) ,
*APCDM(Asian Pacific Conferences on Disaster Medicine),
*ASIATOX (Asian Society of Toxicology),
*EAPCCT(European Association of Poisons Centres and Clinical Toxicologists),
*ESICM(European Society of Intensive Care Medicine),
*EUROTOX (European Society of Toxicology),
*EuSEM(European Society for Emergency Medicine),
*ICT(International Congress of Toxicology),
*NACCT(North American Congress of Clinical Toxicology),
*SAEM(Society of Academic Emergency Medicine),
*SCCM(The Society of Critical Care Medicine),
*SOT(Society of Toxicology),
*TIAFT (The International Association of Forensic Toxicologists) ,
*WADEM(World Association for Disaster and Emergency Medicine)
そのほか選考委員会で承認された学会。

2006 年 7 月 6 日施行

2009 年 1 月 16 日改訂

2018 年 1 月 30 日改訂